

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

冬期間における感染拡大防止に向けた市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスを取り巻く環境については、国内でのオミクロン株の感染の広がりをみせているところではありますが、冬期間で屋内における活動が増える中、道内における急激な感染拡大を回避するためには、今一度、基本的な感染対策の徹底が必要です。

つきましては、各事業者の皆さまにおかれましては、下記 1 の事項について御協力いただきますとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

また、下記 2 のとおり、市内事業者向け主な支援策について周知いたしますので、御確認願います。

記

1 北海道からの事業者の皆さまへのお願い

別紙「冬期間における感染拡大防止に向けて」【北海道資料】

2 市内事業者向け主な支援策について

別紙「札幌市内事業者向け主な支援策」

3 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）

北海道による対策や警戒ステージ等の詳細については、以下の北海道のホームページを御確認ください。

(URL： <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめたおりましたので御確認ください。

(URL：https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/poster_office_covid-19_1.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますので御確認ください。

(URL：https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/flowchart_office_covid-19_1.pdf)

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますので御確認ください。

(URL：https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/2019n-covhassei_toukei.html)

■ **職場における感染症予防の注意事項等に関するお問い合わせ**

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL0570-085-789

《受付時間》 毎日 9：00～21：00

■ **事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談**

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

《受付時間》 平日 9：00～12：00、 13：00～17：00 （土日祝日を除く）

冬期間における 感染拡大防止に向けて

寒い日が続き、屋内における活動も増える中、国内でのオミクロン株の感染の広がりも踏まえ、道内の感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動を実践しましょう。

令和4年1月7日
北海道

道民及び 道内に滞在 している皆様

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。
特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。
- ◆症状のある方、いつもと体調が違うと感じた方は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診しましょう。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、オミクロン株の感染拡大により、感染に不安を感じる無症状の方は検査を受けましょう〔詳細別紙〕(特措法第24条第9項)

特に外出 の際は

- ◆混雑している場所はできるだけ避けましょう。
- ◆普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践しましょう。
- ◆まん延防止等重点措置の対象県(※)への不要不急の移動は、極力控えましょう。
※広島県、山口県、沖縄県

特に飲食 の際は

- ◆新年会などの際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。
特に、大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層注意しましょう。

事業者 の皆様

- ◆業種別ガイドラインを確認し、感染防止に取り組みましょう。(特措法第24条第9項)
職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組みましょう。
- ◆飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。

学校

- ◆学校では、衛生管理マニュアルに基づき全ての教育活動において、感染防止に取り組みましょう。

イベントの開催

特措法第24条第9項に基づく要請

○人数上限※1

5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方

○収容率※1

[100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)

[50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)

〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉

○人数上限

収容定員まで

○収容率

100%以内

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください

(緊急事態措置やまん延防止等重点措置等を実施する旨の公示がされた場合、感染状況等に応じて措置内容を別途、決定します)

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する
又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに
具体的な感染防止策の内容を記載する

(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

イベントの開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに、
国の接触確認アプリ(COCOA)の導入や名簿の作成などを徹底しましょう。

道は市町村や関係団体等と連携して、感染拡大防止に向けて取組を進めます

感染拡大防止に向けた取組

- (1) 予兆の早期探知と対応
 - 誰から感染したかを把握するための「さかのぼり調査」の徹底
 - 集団感染への迅速な対応
(現地対策本部の迅速な設置、広域支援チームの迅速な編成等)
- (2) 感染防止意識の醸成を図る普及啓発
 - 屋内活動や会食機会の増加を見据え、基本的な感染防止行動の普及啓発
 - 新年会、成人式など、季節的な行事に当たっての普及啓発
 - 漫画やイラストの活用など、若者に向けた普及啓発
 - 地域の感染状況に応じた振興局毎の普及啓発

新たな変異株への対応

- オミクロン株の早期探知・早期介入に向けた監視体制の強化
- 感染に不安を感じる無症状の方を対象とする無料検査の実施

医療提供体制の確保

- 感染拡大に備えるための「保健・医療提供体制確保計画」を踏まえた医療提供体制の着実な整備・確保

ワクチン接種の促進

- ワクチンの効果や接種後の感染防止に関する普及啓発
- 3回目の接種に向けた市町村への支援
- 1・2回目未接種の方に向けた普及啓発

日常生活の回復に向けた取組

- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の普及促進
- ワクチン・検査パッケージ制度の着実な運用

オミクロン株の感染拡大による無料検査

特措法第24条第9項に基づく要請

対象地域

全道域

対象者

道民

要請内容

◆ ワクチン接種の有無に関わらず、オミクロン株の感染拡大により、感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けましょう。

特に、ワクチン接種を受けられない方や、次のような行動歴等があるなど、不安な方は、検査を受けましょう。

- ・ 海外・道外・オミクロン株感染拡大地域に行っていた。
- ・ 周囲に感染者が確認されたが、濃厚接触者からは外れた。
- ・ 年末年始に、普段会わない人と行動を共にした。
- ・ 大人数、長時間、マスクなしでの飲食があった。

※ 症状のある方、いつもと体調が違うと感じた方は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診しましょう。

期間

令和4年1月8日(土)～令和4年2月7日(月)

※ 要請期間は、今後の感染状況に応じて変更になる可能性があります。

※ 検査を受けられる場所など詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。



札幌市内事業者向け主な支援策

x'eY|XV•kî a-v-Q- JØÔ¹µ»-!~*ì Ú°M0Q. =

! *T.ìM¥ +1(01314S1s8j, 50Y.	‡ J-~µîÑçàC < ²½ - Ÿ*GJv-Q- ' & 3± k0±VØ ì4 Ñ « ¾	<u>4("I 9 - 5 ~</u> Îçì4°kò%o' - , ² < ½ %o- v-*GI 3± 0±VØ °õç - ; -¹µ»%o*"¹,Q M" B °õç-%o P ; -¹µ»%o P C £Ÿ Ñ %.-«¾-©9 % . ° « -¾ ©	(2J í¶M0, e4•m¥q4 _____ _____
---------------------------------------	--	---	---

d í \FpFÂ)m ô î Â 0•Fp s8)† ôFû €G Mî - |5 FÄFp w)% ! *...Fÿ P1ß ¥

! *T.ìM¥ +1(01314S1s8j, 50Y.	‡ -¾fM0 ,Q-" % J£%2W µ» £%• 3¹µ» ì4 Ñ «±¾9²¾ :2 ¾9 ¾	<u>4Ç8®2 Ž ! *..."I 9 - 5</u> ,ö¹ Ml%o*GJ°kò7-£%€yÿ Ä- Ÿ%o-v-& 3± k0±VØ £%•3 ¼.2W ¹µ»* -¾fM 0, *±- %M0,Q"¹B ç± P ¾ ; -¹µ»± P ¾ C £Ÿ Ñ ©¾Ä %.-«¾ ©9% . «-¾ © ©¾Ä %.-«µ¾ ©9% . «-¾ ©	(2J £%•3¹ µ»í¶M 0, ¹ _____ _____
---------------------------------------	---	---	---

! *T.ìM¥ +1(01314S1s8j, 50Y.	‡ J-~µîÑç àC< ² ½ - Ÿ%o* GJv-Q- ' & 3± k0± ^åVØ ì4 Ñ «	<u>4("I 9 - 5 ~</u> Îçì4°kò%o' - , ² < ½ %o -v-*GI 3± 0± ^åVØ °õç- ; -¹µ»%o*"¹,Q M" B °õç-%o P ; -¹µ»%o P C £Ÿ Ñ %.-«¾®©9 % . ° « -¾ ©	(2J í¶M0, e4•m¥ q4 _____ _____
	‡ J-~µîÑç àC< ² ½ - Ÿ%o* GJv-Q- ' & 3± k0± ^åVØ ì4 Ñ «	<u>4("I 9 - 5 ~</u> Îçì4°kò%o' - , ² < ½ %o -v-*GI 3± 0± ^åVØ °õç- ; -¹µ»%o*"¹,Q M" B °õç-%o P ; -¹µ»%o P C £Ÿ Ñ %.-«¾ ©9 % . ° « -¾ ©	

d î \FpFÂ v - |5 FÄFp w)% ! *...Fÿ P1ß ¥

! *T.ìM¥ +1(01314S1s8j, 50Y.	‡ ñ, ÷l- @ - FñQ-	<u>°,°GAG{GX P ÂGCGkGŠGV2(5</u> è P ž Ñ f % . ° « -¾ © Fñ 9è Ñ « k « 0 Ô š¼ « 0 Ô	H Ø ¹µ»¹ i ¥kz u%o ü e) ç ÷ rV-• _____ _____
---------------------------------------	----------------------	---	--

2 Ü



/õ
“
TM
“
B

‡ ³îìµ%
*G| µ
é-[,
Mø)

7 #Ý1* Z “ B5
³îìµ)(*G|ìî»- {÷ ðEQÕ"
Ã¼ ìµÁ)(-³Öf - HK=
Ô f è- D%o Í{È¼ HK%
=
Í{ì4 Ñ % .® « °¾-©9% .° « -¾ ©

{÷ ù\$ f
%o e4•m
¥q4

‡ xžj4aQ
Ë

°GAG{GXG4G2GyGG ¢ \$U P'ÇGTGzG}GŠG= %5
Ôg• Q. @' Jxžj4a- Ë*
IL?ØÔ°õkµ%o*ì % Ë*-Jý¾
Q f =
B f è ± Þ ã ÞC
£ÿ Ñ % .- « ¾ © 9% .° « -¾ ©

H Ø
xžj4aÓ
\$g•4zm
¥q4

%&
1/
TM
"o
£

‡ ý~üeCFñ
-üe Ø~-
µ¹üeQ
‡ {÷ ù\$ f
%o -£ÿ-Íç
N H)

! *... ¥FáG}G•GGGVGQGe%&1/F •
H °õkµM0m¥q4
(2J ýKm¥q4...•®.B °C(-Ö'® ï C
ý~üe FñsÒ °ó%o-`RC {÷ ðE
üe Ø~-µ~`R -üe {÷ ù\$ f ,
üe Í R %o-ü %o-£ÿg•4z xž
e j4a Ëüe
-¹ 4© 9 9 À-¹ C

H Ø
¹µ»¹ j
¥kzu%o ü
e)
ç÷rV-•

‡ xžj4a Ë
Qüe

• wGTGzG}GŠG= N4 GCGkGŠGVGIG•GMGŠH
xžj4a&ž÷ Jû Ó) “CT%o œ
-©, ìa °ìÔ%o-çEGüe Ë
ý¾*ì J f,- gÔ%o Qð±
Ã H Ø(- Ö' ï H g¥%o>h .

H Øxžj4
aÓ\$g•4z
m¥q4

